

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう
求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われました。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく沖縄戦などで亡くなられた方、24万1,593名の氏名が刻銘されています。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては日本唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されています。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されていて、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われています。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋め立てに使用することは人道上許されません。

よって、国におかれては、下記の事項が速やかに実現されることを要望します。

記

1. 悲惨な沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 9月17日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、
国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣